

京都市告示第 30 号

平成19年9月1日京都市告示第209号（京都市屋外広告物等に関する条例に基づく屋外広告物規制区域等の指定等）の一部を次のように改めます。

なお、関係図書を都市計画局広告景観づくり推進室で縦覧に供します。

平成28年4月1日

京都市長 門川 大作

- 1 第1項の表屋外広告物規制区域の項中「約79,039」を「約79,032」に改めます。
- 2 第2項の表屋外広告物規制区域第2種地域の項中「約5,503」を「約5,500」に改めます。
- 3 第2項の表屋外広告物規制区域第3種地域の項中「約2,225」を「約2,223」に改めます。
- 4 第2項の表屋外広告物規制区域第5種地域の項中「約1,315」を「約1,314」に改めます。
- 5 第2項の表屋外広告物規制区域第7種地域の項中「約590」を「約589」に改めます。
- 6 第2項の表合計の項中「約79,040」を「約79,032」に改めます。
- 7 第3項の表京都市屋外広告物等に関する条例第11条第1項第6号に規定する道路、鉄道、軌道又は索道の区域及びこれに隣接する地域の項中「約1,717」を「約1,716」に改めます。

(都市計画局広告景観づくり推進室)